

平成 28 年

総務産経常任委員会会議録

平成 28 年 12 月 16 日

田上町議会

平成28年第7回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成28年12月16日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 高取正人君 | 5番 | 今井幸代君 |
| 2番 | 笹川修一君 | 6番 | 椿一春君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 8番 | 熊倉正治君 |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|-------|--------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 地域整備課長 | 土田 覚 |
| 副町長 | 小日向 至 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 総務課長 | 吉澤深雪 | 財政係長 | 渡辺 聡 |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 小林 亨 |
| 書 記 | 渡辺 真夜子 |
- 7 傍聴人
なし
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第52号 田上町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第55号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第57号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第61号 平成28年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について中
第1表 歳 入
第1表 歳出の内

- 1 款 議会費
- 2 款 総務費（1 項 1 目、5 項）
- 6 款 農林水産業費
- 7 款 商工費
- 8 款 土木費

第 2 表 債務負担行為補正

議案第 6 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について

議案第 6 6 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（熊倉正治君） おはようございます。これから総務産経常任委員会付託案件審査に入りたいと思います。

ようやくというか、どうなのでしょう、白くなってまいりましたが、地域整備課の皆さんはこの程度で終わってほしいのだろうとは思いますが、今年も降らないようにというふうにも私も祈っておきたいと思います。

では、これから審査に入りたいと思いますが、町長のほうからご挨拶お願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。

今ほど委員長さんのお話のように、来るべきものが来て、今年はどうも平年並みだろうというふうな予測もありますが、特に大雪にならないように祈るところであります。

先般お話ししましたように、何せアンケートでは除雪に対する町民の不満が一番多いのですが、私らのほうから見れば、除雪して玄関のほうに置いてくるのはしょうがないと言え、そうするとえらく怒られるのですが、何力所かはもう一回行って戻ってくる時ありますが、大半はやっぱり時間の問題があって、行ったり来たりしないということですので、今年もできるだけ苦情が来ないように、地域整備課のほうでも力を入れてやるということですので、ご理解願いたいと思っております。

今日は、先般本会議で付託いたしました案件でございますが、よろしくご審議いただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、審査の方法ですが、最初に条例がありますので、議案第52号、これは1件だけ最初にやりたいと思います。それと、議案第53、54、55、57、この4案件はそれぞれ関係あると思いますので、4案件一括でやりたいと思います。その後、議案第61、62、66号、補正の関係、これも3案件、では一括ということで説明をお願いするようにしたいと思います。

では、そんな形で審査に入りたいと思います。

最初に、議案第52号、農業委員会の委員の条例の関係ですが、お願いいたします。

総務課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。それでは、議案第52号について

ご説明させていただきます。

ページにしますと、議案書の2ページからになります。新たに農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定ということでありまして、3ページに定数条例の文章、条例が記載されておりますが、書いてあるとおりでありまして、農業委員の定数を10人、第1条で定数は10人、それから第3条で、新たに設ける農地利用最適化推進委員の定数については5人という内容であります。

この内容についてであります。先月、11月18日の全員協議会で一度説明させていただいておりますが、再度、くどいかもしれませんが、同じ内容を説明させていただきますと、農業委員会制度の改正がありまして、今まで農業委員については選挙制、選挙で選任しておりましたが、これからは、法の改正により、町が推薦、公募を実施することによって、議会の同意を得た中で町長の任命制ということで変わります。それに基づきまして、新たに今回定員、定数10で制定させていただきますが、農業委員は町長が選任ということでありまして、農地利用最適化推進委員については、農業委員会が推薦、公募により委嘱をするという内容であります。

参考までに、法定の定数の上限は、農業委員、町の場合は14人、農家数に基づきまして上限は14人、それから推進委員は、経営面積からいきますと、田上でいきますと上限は9人ですが、それぞれ10人、それから5人ということでは……

(何事か声あり)

総務課長(吉澤深雪君) 失礼しました。訂正、推進委員は10人ということで、上限は10人です。農業委員については14人の上限ですが、田上町としては10人、それから推進委員については上限が10人ですが、田上町としては5人ということで考えております。

今回の提案の定数の内容についてであります。これまで農業委員会で何度か研究、田上町の農家の集落数あるいは経営耕地面積を考慮して研究、検討した結果を踏まえた中でご提案いただいた内容について、それを今回提案させていただくという内容であります。

なお、現在の農業委員の任期は来年、29年の7月19日までとなっておりますので、これから新たな農業委員については、任期が29年の7月20日から3年間ということになっております。

説明については以上であります。

総務産経常任委員長(熊倉正治君) では、今説明ありましたが、質疑のある方はどうぞ。

2番（笹川修一君） 先ほど田上は農業委員は14名まで、また推進委員は10名までという内容を聞きましたけれども、過去ずっと田上については合わせて14名ということで長年やってきている。それで、実際はプラス1名になるわけですね。それで、過去はそれだけの農家の方もいたと思うのですけれども、今認定農業者は114名、約110名ちょっとですか、認定農業者は。それで、町長の「きずな」にも書いていますけれども、60歳以上が7割もいると。ですから、私も一般質問で聞いた内容と同じになるのですけれども、実際今度は少なくともどんどん減っていくのが目に見えていると。増えればもちろんいいのですけれども、多分過去の事例から見ると、急激に減っていくのではないかと。そのときに、ここでプラスしていいのかどうか。もちろんキャパはそれだけあるのですけれども、私も実際うちの近くの田中さんがなっていますし、また私の同級生でも、藤田富士男さんが同級生でやっていらっしゃるのですけれども、いろいろ話聞くと、なかなか、今までのだと、出るのもまた大変ですし、またなかなか今までに比べて今後どうかなと。つまりこれからを考えても、長年なっていくと思うのですけれども、実際この人数でいいのかなと。将来考えたときに急激に減るということはもう、何十年先ではなくても、5年先、10年先にはどうなるかというのは目に見えているときに、この人数で、私は逆に言うと、もっと少なくてもいいのではないかなと。つまり今まで地区ごとに農業委員はやってきていますけれども、その地区ももう一回考えれば、もうちょっと、川沿いと山沿いと比べたら、ある方によっては、3、3でも6名、あとは推進委員で4名で、10名ぐらいでもいいのではないかという話もいろいろと、農業をずっとやっている方によっては、そういう意見も出ているのですけれども、そう考えたときに、今後、将来を考えたときに、この人数では私は多過ぎるなど。これを条文として入れるのだったら、今後またいつ改正するかわかりませんので、その点、将来についてどこまで考えたらいいいのかと。この15名を、1名増やすというのは町民にとってもご理解できない部分が非常にあるかなと思うのですけれども、既にお金もかかってきますし、農業委員というのはあくまでも農地利用化の最適化を推進する。逆に言うと、さらに国としては集約して、どんどん利用していくというのだと、さらに減ってくるという、国の方針からいうと、農家を減らせというわけではないけれども、その適正化をするために、要は生活できる農業をするためにどうしていくかということまで加味した農業委員というか、そういうふうになっていくと思うので、そのときにさらに国の方針としては、どうも、皆さんわかるように、減らせるというのか、減らすような方向でいきますし、今の流れもそうなので、そのときどうかなと。そ

の辺は、将来どのように考えているか、お答えください。

産業振興課長（渡辺 仁君） 笹川委員の質問にお答えいたします。

先ほど総務課長が冒頭でも申しましたとおり、農業委員会のほうでは、もう5月からですけれども、計5回ほど検討委員会を開かせていただいて、その中でいろいろとお話をしていったの今のこの10人、5人という数になったわけですが、結局のところ、委員がおっしゃられるとおり、農業委員の話の中でも、将来的に農業者は、毎年のように減っていますけれども、ですので最初の考え方としてはマックスでいった場合、例えば推進委員を置かない場合というのは、耕作放棄地率が1%以下、それと集積率が70%以上というところは置かなくてもいい。反対に、置いてもいいのですが、そうすると田上では27人の農業委員まで置けますよと。そのかわり、最適化推進委員は要らない。その場合、マックスで考えれば27名。農業委員を置ける場合は、マックスで14名。そして、土地が1,000町歩ぐらいありますので、最適化推進委員が10名、そこでいくとプラスしますと24名が出るといったときに、そんなに置いてどうなるのだろうという、数のほうからいけば。それで、いろいろと試行錯誤というか、検討を重ねた結果、仕事のほうでいけば、今まで任意業務だった担い手への農地集積とか集約化、耕作放棄地の発生防止というのが任意業務から、やってもやらなくてもいいですよという業務から必須業務、もうこれは本当にやってくださいよ。田上の場合は耕作放棄地は余りないのです、全くないわけではないのですけれども、増やさないようにしなければだめだと。なおかつ集積率も今のところ65%ぐらい、70%を超えていないので、うちの場合は最適化推進委員を置かなければだめだということでございますので、その集積、集約化、そして先ほども言いました耕作放棄地の発生防止とか解消、出たのを解消させるという業務が必須になったために、そんな中で何回か検討を重ねてきた結果、こうなったということでございまして、最初の農業委員ができたとき、昭和29年6月30日で、このときは選挙委員が10名、選任委員が3名の13名でした。それがずっと続いてきて、昭和55年の12月に改正がございまして、選挙委員が12名、選任委員が3名の15名。そして、平成17年7月に農業委員会等に関する法律の改正がありまして、選挙委員が12名、選任委員が4名、これがマックスだったのですけれども、16名ということでございました。その後、平成22年の12月に条例改正がありまして、選挙委員が2名減って10名の、選任委員4名の14名ということでございます。

それで、なぜ農業委員10人、推進委員を5人と決定したのかということでございますけれども、農業委員会法の改正に伴いまして、選挙制度が廃止され、市町村長

の任命に制度改正された農業委員会等に関する法律が今年の4月より施行されたことに伴い、町長部局より農業委員会として今後の委員会活動の対応についてということで協議があり、農業委員、推進委員の定数について、5度にわたり議論を行い、農業委員会としての意向や考えをまとめ、検討結果を町長に伝え、農業委員会の意向を反映させる内容で協議をしてきたというところまでございまして、確かに今この15名になっているのは、今の現の農業委員の方々もわかっておりまして、これ以上なかなか農家の方も減っていくので、これが上限なのだろうということございまして、とりあえず今のこの1人増えるのですけれども、その辺の危惧もありましたけれども、この人数であれば今の段階では大丈夫ではないかと。これがまた5年、10年とたっていったときにどうなるかということございまして、またその先で考えていけばいいのかな。今の段階で、両方合わせて15人というのは、何とかやっていける人数ではないかなと、業務量から見ても最低限の人数でやっていけるのかなということなんです。

推進委員のほうは、主には現場活動になりますよということございまして、推進委員の方は月1回の総会のほうにも出なくてもいいということございまして、業務量から考えると、農業委員から見れば若干は、業務量からいくと、低いのかなと思われておりますので、答えになったかどうかわかりませんが、私のほうからは以上でございます。

2番（笹川修一君） ありがとうございます。要は今までの農業委員とは位置づけというのですか、意味づけが大分変わってきている。国としては、描いているのは担い手、それと農地の適正化、その2つが大きな、義務づけるというか、そういうふうな感じで変わってきて、農業全体を変えていくというのが見えてきていますので、今までだったら農地だとか宅地だとか、そこの申請とかする窓口が今農業委員だったのですけれども、もうそれではないよと、農業全体を考えなさいよということの意味づけで、今の農業委員会法が改正になってきていると。

その中で、もう始まっているのは、先にもう変わったところは、農業委員がある程度法人化を進めるなり、若手のほうに法人化とか、そういう感じでほとんど今始まっているのですよね。私もいろいろ農業新聞見ていると、もうそこがまとめて担い手、そしてまた国の人何とかプランとか、いろいろプランあります。それを使いながら、どんどん、どんどんやってきていると。そういう意味で、もう捉え方はそっちのほうに考えていかないとだめかなと。ですから、今までの農業委員という考え方とがらっと本質はもう変わっていると、法律はもうでき上がっていますから。

そういう意味で、従来のもので人数というのは、それはそれで、私は今の流れで理解しますけれども、中身が変わってくるということが一番大きくて、それは町として捉え方を知っていけないと、なかなか頭数だけではないですよ。田上の町にとって、農地と合わせて、田んぼ、農地で33%ぐらいですか、田上町の中では。それだけ、場所ですね、面積は。それだけの大きな場所が、もし変わったときどうなるのかと。つまりその中で、隣がもう特区になっていますから、その流れがもう、隣はどんどんできていますから、そのときに田上町としてももう捉えなくてはならない。だから、一般質問はそういう意味で言ったわけなので、そういう意味で今後を備えるためにどうするかと。そして、これなぜかまた言えるのは、5年後になると多分激減すると思うのです、農家は。余り農家には言いたくないのですけれども、私はそういう流れがあるかなと。そのときに、10年たったらどうなるのだろうか。5年、10年があつという間になるときに、今の議論とは全く違う議論が始まるのではないかと、それが怖いのです。ですから、それは町としても農業委員の進め方、また町として進め方を考えながらここでしていけないと、ただ制度が変わったからではなくて、田上町としてどうなのかということも、ちょっと大きな話で悪いのですけれども、ただそれがそんなに遠くない時期でもう始まってきます。昨年度も、その地区でも農家が全部やめたとか、話がもう出てきているのです。ですから、私も一応農家として登録しているので、そんな話もわかるのですけれども、そういう意味で、これは今、今回、人数はこれでも、見直しというか、内規でもいいのですけれども、ここはもうその何年、5年とか、次の選挙終わったときに、選挙というか、任命したときに、その後4年後もう一回考えますよとか、そういうのを入れていけると、非常に将来が見えなくなるかなと。

そういう意味で、流れが大きく変わってきているという、もう国がそうになっていますから、そういう意味で田上町だけで抵抗しようがありませんから、その流れに沿って、この人数が、1人プラスが本当にどうかなというのは。そして、もう一回その4年後に、また人数もう一回見直しますという内容はしていけないと、1項目やっぱり農業委員にも、またそういう意味で町として捉えたほうがいいかなとは、私としては思っているのですけれども、その辺どうですか。

総務課長（吉澤深雪君） 今のお話は、条文に見直しをするというというのを1項目入れるという話ということになりますか。

2番（笹川修一君） そうですね。

総務課長（吉澤深雪君） 見直しをするのは、その時点で見直しをしたのであれば、ま

た条例改正という形で提案させていただくこととなりますので、あらかじめ見直しますなんていうことはちょっと想定できませんし、そういうものを提案するものもどうかと思いますので、そういうことをご理解願いたいと思います。

2番（笹川修一君） すみません、訂正します。条文ではなくて、内規として、内規というか、お互いに、農業委員にはまた考えますよというような、お互いしていたほうがいいのではないかと。別に条文云々でなくて、入れる必要はないのですけれども、そのとき、そのとき変わると思うのですけれども、そういう意味で含めて考えていかないと、1名プラスになったときに、実際プラスになるのですから、皆さんみんなそういうのは思っていますから、そういう意味で、これは私の意見として、別に条文ではなくて、そういう意味も腹に入れていかないと、お互いに、農家の方、農業委員も、していかないとなかなか進みませんと、そういう意味ですので、意見でございます。

産業振興課長（渡辺 仁君） 条文以外の部分でお話がありましたとおり、その辺をお答えしたいと思いますが、笹川委員が中身がまるっきり変わってくるというような言い方でもございました。確かに選挙から町長の選任ということで変わっているようには思いますが、業務内容としては、農業委員会今までやっているものについては全く変わりなくて、先ほどからも言っている担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、新規参入の推進とかというものが今度必須業務になるわけですから、今までの業務にそれをまたばっとかぶせてくるような形になるわけですので、間違いなく多くはなってくると思います、業務的に。

それと、何年後かに離農者が増えるとなれば、やはりその受け皿を探したりという仕事も出てくるわけですので、今のところ農家が減ってきているので、人数も、農業委員会の全体の人数もぱっと減らしてしまうという今状況ではないということです、そういった中で最終的に農業委員の数を10名、最適化推進委員の数を5名としてやっていこうということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

5番（今井幸代君） 定数については、今後、向こう10年程度で農家数の減少だったり、集約化というのは進んでいくと思いますので、そういった中で逆を言えば、推進委員の皆さんであったり、農業委員の皆さん方の業務量は増えていくのだろうと思いますので、そういった意味でこれから、今現在における定数は適正なのだろうというふうに思っています。ある程度集約化が進んでしまった後で、農業委員の定数等でまた検討しなければいけないような時期になれば、農業委員会の総会等で検討さ

れるべき事柄なのであろうというふうに理解をしています。

今回農地集約だったり、耕作放棄地の発生予防であったり、今まで任意業務だったものが推進委員さんの必須業務に変わるということで、そういった中で、例えばですけれども、活動の報告だったりとか、そういったものに関する変更といいますか、そういったものというのは出てくるのでしょうか。

産業振興課長（渡辺 仁君） 毎年1回になるのですけれども、利用状況調査ということで、国、県に報告しているものがありますので、それは引き続きになるので、その中に任意業務としての農地パトロールとかもあったのですけれども、それが今度必須業務になるわけですから、空欄で出すというわけにはいなくなってくるということですし、うちのほうも毎年のように、9月ですか、農地パトロール月間ということで、全体で回って、あと組になっていただいて、2人1組ぐらいで町内一円を巡視パトロールしてもらって、やっぱり年に何件か、おやっというのをご報告いただいて、改善できるところは改善していただくようには通告をしておりますものですから、全く今までもやっていないわけではないのですけれども、完全にこれは法律で決まっていますよということですので、やっていませんという報告はできなくなるということですが、今までもやっていることですので、うちは任意業務といってもやっておりました。その分もっとハードルが高くなって、ぎしぎしにやられるのではないかと私は思っていますけれども、そういうことでございます。

5番（今井幸代君） では、例えば提出する書類等で新たに増えたりとか、そういったことは特になく、既存の、現状のもの書き方と言ってはあれですけれども、やってもやらなくてもお任せしていたものが、やらなければいけなくなったということで、そういった中で書き方に、各個人によって変化が出てくるのだらうという程度のもものと言うとあれですけれども、新たな書類が増えたりとか、そういったものというのは特になくというふうに理解をすればよろしいでしょうか。

産業振興課長（渡辺 仁君） 書類の部分でいけば、今のところ、実際にうちもやっていませんので、五泉市さんとかに、そこまでは聞いたことはないのですけれども、若干は出てくるのかもしれませんが、ただ今度、最適化推進委員という方が5名いるわけですから、お仕事でちょくちょく見張っていただくというか、パトロールしていただくということになると、今まで以上に、おかしいのではないのでしょうかという案件は頻繁に出てくるのではないかなと思っていますし、やはり法人化を進める意味でも、その辺で現場から、皆さん、法人に移りませんかというようなニュアンスのお話とかもしていただいて、法人化につながったりする部分も出てくるのか

などは思っておりますけれども。

4番（皆川忠志君） 最初に、今ほどの定数については、これは農業委員会がずっと検討してきたということなのですからけれども、2点聞きたいのですけれども、まず1点目は、今の農業委員会の中立的立場の人、これが現状どういうふうになっているのかということと、これから新しい農業委員会は中立的な立場の人、弁護士とか司法書士とか、いろいろ書いてありますけれども、普通のサラリーマンでもいいというふうになっていますよね。これは、努力しなさいと、努力規定だとは思いますが、この10人の中で、2分の1以上は担い手でやりなさいと、あと中立的な立場の人を入れていきなさいというふうになっていると思うのですけれども、この辺の考え方をお聞きしたい。

産業振興課長（渡辺 仁君） 皆川委員のご質問にお答えいたします。

まず、皆川委員が、今の農業委員で中立的な立場と言われましたが、今はいません。置かなくてもいいということでございますし、今後は1名以上、中立的な立場の方を置かなければだめなのですが、置いても置かなくてもいいのではなくて、法律に明記されていますので、必ず置かなければだめです。それと、2分の1以上担い手と言われましたが、担い手の部分が認定農業者ということだと思っておりますけれども、それも間違いございません。あと、認定農業者を置いていない市町村も、市町村であるのかどうかわかりませんが、そういうところはその規定が外れるのですけれども、うちのように100名もいるところになると、認定農業者も置かなければだめ。それで、2分の1を超える、過半数以上ということですので、私どもは今10人とさせていただきますので、10人の過半数以上ということになると6名が認定農業者、6名でも7名でもいいのですけれども、置かなければだめだということですので、認定農業者が6名、中立的な立場の方が1名となると、残りはただの認定農業者ではない方が3名でもいいということになりますので、そういうことでお願いしたいと思います。

以上です。

4番（皆川忠志君） わかりました。

そうすると、中立的な立場の人は1人以上ということになっただけけれども、今考えているのは1名ということですね。だから、認定農業者等、団体も含めて、半数以上になるので、6名ということで、これで考え方でいくということで。

2点目は、農業委員と推進委員、これは同時に行われますか。来年の7月19日、切れますよね。そうすると、ここの農業委員は3年、委嘱期間も3年ということで、

これは同時に行われるかどうかだけ、まず確認させてください。

産業振興課長（渡辺 仁君） 同時です。

4番（皆川忠志君） では、そこでもう一点お聞きしたいのは、同時に行われるとすると、農業委員と推進委員、これは同一人が兼ねることはできますか。

産業振興課長（渡辺 仁君） 農業委員と推進委員の両方とも希望するというところで応募はできますが、兼ねることはできません。ですので、集まってきたときに、あなたは農業委員と両方出していたけれども、では推進委員でお願いします、あなたは両方出していたけれども、農業委員でお願いしますというような形になるということです。農業委員もやっけていて推進委員もやるという兼務はできないということで、どっちかになります。

以上です。

4番（皆川忠志君） そうすると、法律の施行規則に、第4条に、応募して、推薦され、または応募することができるというふうになっているわけだ。この意味合いは、応募することはできるけれども、どちらか一方はこうなりますよという最終的な見解ということによろしいですか。もう一度だけちょっと確認。

産業振興課長（渡辺 仁君） そのとおりです。

6番（椿 一春君） 人選の中身ということで、私も聞きたかったことなのですが、今現状ですと、農家の集落の中で農業委員の選挙というと、専業農家でやっている方の中からということで、農業に偏っていくような人員だったのですけれども、今後農地利用というと、農地をいろいろ方向で集約していくというと、いろんな業種の方から参画をしてもらったほうがいいのかなというふうに思ったのです。それで、どういうふうな、これ町長のほうで今後推薦をどのような形でとるかというのが、今考えたのですけれども、今中立的な立場を1名というふうに言われたのですけれども、商工業者の方ですとか、非農家の商業者の方、そういった方からも推薦とかをする考えでいるのか、その辺をお聞かせください。

産業振興課長（渡辺 仁君） 特に一般の方というか、ネットで流すのですけれども、サラリーマンの方どうぞ、どうぞという体制ではないということです。要は農業に見識がある方ということで募集をするわけですので、全く農業は知らないのだけれども、やってみようかというものではないということですし、新法においては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所管に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから町長が議会の同意を得て任命することとなりますとなっておりますので、会社員とか

主婦の方で全く農業見識のない方というのは想定はしていないということでございます。

6番（椿 一春君） 例えば今農地のほうで企業なんかが農業に参入してきているわけなのですが、そういった方からやっぱり、いろんな業種の方から、農地を使いたいという目的で農業委員会のほうに入ってくるのではないかなというのも考えられるのですが、そういったのをやっぱり、最後は町長の推薦と承認を得るのですから、そういった今度企業の方が農地を求めるように入って、農業委員会のほうに参画してくるようなことが想定されるような場合というのはどういうふうと考えられるのか、考えあったらお聞かせください。

産業振興課長（渡辺 仁君） 先ほど全く、私が言ったのは、農業の識見がない、要は農業を全然わからない方はだめですよということですけども、わかっている方で農業委員になりたいということであれば応募はできるということですので、ちょっとニュアンス的に、私の発言が誤りではないのですけれども、ちょっとあれだったと思いますけれども、あと農業の部分、会社がですか。会社の方が。参入する。農業委員には……。

（何事か声あり）

産業振興課長（渡辺 仁君） 法人の方が農業委員になりたいということで応募してくるということでしょうか。できます。

6番（椿 一春君） あともう一個、農業委員と推進委員のもので、農業委員のほうは月1回の定例会議に参加して、議決とかすると思うのですが、あと推進委員のほうはほぼ現場でということなのですか、その役割分担というのが、先ほどパトロールが頻繁に行われると、現状の把握のみをするのが推進委員のほうの仕事なのか、それとも個々にいろいろ農家とか、荒れていたところを見て集約化を推進するような働きをするのか、その辺の業務の、重要な業務はこれだということがあったらお聞かせください。

産業振興課長（渡辺 仁君） 先ほどもどこかで私お話ししたと思うのですが、農業委員の場合は定例総会、月に1回総会があるわけですが、それには出席し、審議、判断を行うこと、そういうことになりますので、議決権を行使できるということですが、最適化推進委員については、定例の総会に出席はしません。ただ、要請がある場合は出席する。ただ、議決権はないので、議決の場には参加できないということですし、農地利用最適化の指針というのを作るのですけれども、指針に基づき現場活動、担い手への農地集積等を行う。そして、あと推進委員としての意

見を述べることだということですので、いろいろと活動やってきた中で、こういうことがあるのですけれどもということで意見を言うことができるし、指針を踏まえて、担当区域、区域割りをするのでありますが、その区域において現場活動を行ったり、あとは通常業務であれば、農業委員の方のアシスタント的な仕事も出てくるのかなと思っておりますので、そういうことで年間を通しての業務があるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

では、なければ議案第52号の質疑を終わりたいと思います。

次に、では議案第53、54、55、57、4案件一括でお願いいたします。

総務課長（吉澤深雪君） では、議案第53号であります。ページにしますと4ページからになります。議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正なのでありますが、今審議していただいた議案第52号に関連する内容でありまして、今回の農業委員会の委員の定数に関する条例の制定に絡んで、関係する条例の改正であります。

具体的には5ページの裏に、裏面に資料ナンバー1がありますので、新旧対照表を見ていただきたいと思います。新旧対照表でありまして、左側が新で、右側が旧であります。旧の別表第1がありまして、別表の中の職名の下に、3番目が農業委員会選挙による委員、月額3万9,000円とあるものを、この「選挙による」という文字を消したものが新しくなります。

それから、旧で選任による委員というものはこれからはなくすわけでありまして、なくなるということでありまして、新たに新として新しく、先ほど申しました農地利用最適化推進委員、月額3万円ということで新たに設けられているところがあります。

なお、別表第2ということで、第4条関係で、費用弁償の関係について、農地利用最適化推進委員についても費用弁償という形で入れさせていただいてございます。

月額については、それぞれ先ほどいろいろ業務の説明がありましたが、それらを踏まえると、このぐらいの報酬が適当だろうということで、今回提案するものであります。

議案第53号については以上であります。

議案第54号であります。6ページになりますが、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。その内容については初日に町長から

提案いたしましたとおりに、国の給与の改正に準じまして、特別職の期末手当の支給額を0.1カ月引き上げて、年間3.2カ月に改定するものであります。

内容としては、条例改正であります。言わんとしていることは、今日お配りしました参考資料をごらんいただきたいのであります。ローマ数字でIとして、議案第54号、55号、併記してありますが、内容は同じであります。ボーナス、期末手当を0.1カ月分引き上げるというものであります。年度として28年度、今年度は6月期はもう終わっていますので、そのままあります。12月期については、現行1.60を1.70カ月にすることです。附則等なり、第2条の関係であります。29年度以降については、12月に0.1上げたものを半分ずつ振り分けるような形で、6月については1.55月、12月期については1.65月に支給するという内容に変えるものであります。

続いて、議案第55号については、8ページからになります。これは特別職の期末手当ということで、町長、副町長、教育長のもの、期末手当の引き上げというようなことですので、内容は全く、引き上げの内容については同じであります。

それから、議案第57号になります。12ページをお開きください。12ページに田上町職員の給与に関する条例の一部改正についてということでありまして、これについては新潟県人事委員会の勧告、それから人事院勧告に伴いまして、一般職の給料、勤勉手当、扶養手当等を改正する内容であります。

条例改正、直してありますが、これも内容的にいけますと、概要でいいますと、今日お配りした参考資料をごらんいただきたいのであります。参考資料、1枚物であります。2番として、議案第57号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正ということで、改正内容は4点あります。1番として、①としては月給の引き上げ、若年層に重点配分というようなことで、初任給については高卒、大卒ともに1,500円の引き上げ、そのほかはそれぞれ月額400円引き上げを基本に改定するものであります。内容的に見ますと、平均改定率は0.2%ということであります。

それから、2つ目の改正としましては、ボーナス、期末、勤勉手当を0.1カ月分一般職についても引き上げるものであります。年間については4.20から4.30月にするものでありまして、28年度については、期末変わりませんが、勤勉手当のほうであります。6月期はそのままあります。12月期の勤勉手当、現行0.80とあるものを0.90月にするものであります。それから、29年度以降については、勤勉手当、6月期については0.80から0.85に、それから12月期の勤勉手当については0.85にす

るものであります。

それから、③番は扶養手当の見直しということで、配偶者分を半額に減らし、子ども分を増額というような内容でありまして、これは29年度から段階的に実施するものを今、今回改正させてもらうというものであります。具体的には扶養親族ということで、配偶者、今28年度は1万3,000円であります、それを30年度以降は6,500円にするもので、半額程度にするということでありまして、子どもについては現行6,500円であります、それを30年度以降は1万円にするというような、子ども1人について1万円ということで改正するものであります。

それから、④番としましては、55歳を超える職員の昇給制度の改正ということで、55歳を超える職員については昇給停止をすると、昇給させないということでありまして、これは県に準じまして、平成30年の4月1日から適用させるということでありまして。

なお、この③番、④については、この後説明します補正予算の給与改定には影響してこない内容でありまして、あくまでこれは、③、④については29年度から関係してくる内容でありますので、補正予算については上のほう、①、②についての関係が含まれております。

議案第57号までについての説明は以上であります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、今ほど説明のあった4案件、質疑のある方どうぞ。ありませんか。

総務産経常任副委員長（高取正人君） 余り関係のない話なのですが、職員の残業ということで、標準の月額上がるということなのですが、勤務の均等化、仕事の分担ということで聞きたいのですが、今年8月に1名やめられて、また1名の方が復帰されたというような話は聞いているのですけれども、そういう形で、これから道の駅、地域交流会館ということで設計が始まってきますので、特定の分野に対してオーバーワークになるかならないか、そういう形で人員の再配置等は考えていますでしょうか。

総務課長（吉澤深雪君） その業務量については、それぞれ職員の適正配分ということは常に考えてやっていく予定であります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

では、なければ条例のほうはこれで終わりにします。

では、10時まで休憩したいと思います。

午前 9時47分 休憩

午前10時00分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君）では、再開したいと思います。

では、議案第61号、一般会計から順次説明をお願いいたします。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、議案書32ページからになりますが、議案第61号平成28年度田上町一般会計補正予算（第4号）ということであります。今回歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出それぞれ5,924万1,000円を追加するものでありまして、それ以外に第2条として債務負担行為の補正ということで、債務負担行為の追加ということで、第2表、債務負担行為の補正もございます。そういうものであります。

具体的には、まず歳入からいきますが、38ページからになりますが、38ページ、歳入ということで、14款国庫支出金、1項1目1節社会福祉費負担金ということで、説明欄にありますとおりに、国保の保険基盤安定に伴う、軽減に伴う、保険税の軽減に必要な基盤安定ということで、申請に伴う増額分を今回国の負担分ということで2分の1であります。それを受け入れるものであります。追加させていただくものであります。

それから、2項の国庫補助金、1目総務費国庫補助金については101万1,000円ありますが、社会保障・税番号制度、つまりマイナンバーカードへのシステム整備について、またシステム改修の関係が必要がありまして、それに伴いまして国から3分の2の補助をいただくものであります。

それから、民生費の国庫補助金ということで、1節社会福祉費補助金3,683万1,000円の追加、増額であります。これについては臨時福祉給付金ということで、国の今回の2次補正予算通りでしたが、低所得者に係る交付金、臨時の給付金ということでありまして、1人当たり1万5,000円、2,200人分を見込んでおりますが、2,200人分と、あと人件費分、それと準備関係合わせますと3,683万1,000円ということで、全額の補助ということで受け入れるものであります。1人1万5,000円で2,200人分、1人1万5,000円です。

それから、15款県支出金であります。1項1目1節社会福祉費負担金ということで、これも国と同じく国保の保険基盤安定に伴う県の負担分ということで、4分の1をお願いするものです。

ページめくりまして、39ページになりますが、2項の県補助金、1目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金ということで22万2,000円の追加補正ということであり

ますが、これについては高齢者・障害者向け安心住まいの整備事業ということで、そういうのがありますが、住宅整備の要望が出てきたものでありまして、既決の予算では不足するために、それを今回両方合わせまして補助することを、歳出といいますか、それに伴う県の補助ということで、2分の1補助ということで、今回計上させていただきます。

それから、4目農林水産業費の県補助金になりますが、4節水田農業構造改革対策ということで、機構集積協力金交付金240万円ということであります。また詳しくは歳出のほうで担当課のほうから説明いたしますが、経営転換の協力者に対する交付金ということであります。

それから、18款繰入金、1項4目水道事業会計繰入金ということで1万4,000円、これは給与改定に伴います水道会計からの繰り入れということで追加するものであります。

それから、5目の国民健康保険特別会計繰入金であります。92万9,000円、これは国保から平成27年度の事務費の実績に伴う返還ということでありますので、それを受け入れるものであります。

19款については繰越金ということで、1,069万9,000円、これ今回追加をさせていただくという内容であります。

続いて、歳出については先ほど申し上げましたとおり、県の人事委員会勧告あるいは人勧に伴う給与改定に準じまして、特別職を含めた職員の給与改定に伴う関連経費の増額がそれぞれの科目であります。後でまた順次科目ごとに説明します。

議会事務局長（小林 亨君） それでは、1款の議会費でございますが、38万6,000円の追加をお願いするものでございます。内容につきましては、先ほど説明のありました議案第54号の関係の議会議員の期末手当の関係、それから一般職の給与改定によるものということでの増でございます。

以上であります。

総務課長（吉澤深雪君） 続いて、40ページの下欄ありますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ということで、234万8,000円の補正ということでお願いするものであります。説明欄にあるとおりに、一般管理費として83万円は給与改定分の関係、一般職の給与改定なり、勤勉手当、それから特別職、三役というか、二役の勤勉手当、期末手当の関係であります。それから、下のほうにあります社会保障・税番号システムの整備ということで委託料ありますが、システム整備の委託料ということで、マイナンバーの特に福祉関連のシステムの改修費を今回お願いす

るもので、追加をお願いするものであります。

ページめくりまして、飛びますが、42ページの下の欄になりますが、2款の5項統計調査費、1目統計調査総務費ということで4万8,000円の補正をお願いしましたが、これについても給与改定に伴うものであります。

産業振興課長（渡辺 仁君） 続きます、私のほうからご説明申し上げます。

ページは46ページからになります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。8万2,000円お願いするものでございまして、農業委員会事業8万2,000円となっております。これについては、給与改定に伴う増加分でございます。

続きます、3目農業振興費でございます。13万4,000円をお願いするものでございまして、農業振興事業ということで、これにつきましても給与改定に伴う増加分でございます。

4目の水田農業構造改革対策事業費240万円、歳入のほうでもお話がございましたように、機構集積協力金交付事業ということで240万円でございます。今回は、経営転換協力金ということで、農業をリタイアした方、全額国費になりますけれども、0.5ヘクタールから2ヘクタールの方、これは50万円でございますが、2名、それと2ヘクタール以上、これは70万円になりますが、2名の方、それぞれお支払いするというところでございます。4名の方に対する支払いです。

1ページはぐっていただきまして、47ページ、7款1項商工費、1目商工総務費でございます。13万3,000円お願いするものでございまして、商工総務事業ということで、これにつきましても給与改定に伴う増加分ということでお願いしたいと思っております。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 改めておはようございます。8款よろしく申し上げます。

8款土木費、1項1目の道路橋梁総務費でございますが、26万6,000円の追加をお願いするものでございます。これも先ほど来お話で出ている給与改定、道路橋梁総務事業の職員給の給与改定によるものでございますので、よろしく申し上げます。

2目の道路維持費でございますが、補正額はありません。説明欄申し上げます。橋梁修繕工事事業の補助事業になるわけですが、13節の委託料、橋梁定期点検業務委託の金額が決まりましたことから、この不用額142万円を工事請負費に組み替えるものでございますので、よろしくお願いいいたします。

次に、3目の除雪対策費でございます。補正額97万2,000円をお願いするものでござ

ざいます。説明欄をお願いします。修繕料をお願いするものでございまして、坂田・湯川2号線の原ヶ崎地内の井戸が少し砂を上げるということで、その洗浄やポンプの修繕、分解、組み立てを行ったもので、現在既決予算で行っておりますが、今後修繕料に不足が生ずる見込みがあることから、今回その費用を97万2,000円をお願いするものでございます。

次に、8款3項3目の下水道対策費でございますが、補正額9万5,000円の減額をお願いするものでございます。これは、下水道事業に対しての一般会計からの繰出金を9万5,000円減額するものでございます。それにつきましては、下水道事業特別会計補正予算でご説明申し上げますので、よろしくをお願いします。

以上であります。

総務課長（吉澤深雪君） ページ戻りますが、35ページをお開きください。35ページ、第2表、債務負担行為の補正ということでありまして、追加ということではありますが、ごらんとおりであります。28年度から平成33年度までの間にインターネットに係るコンピューターの情報系サーバーのリース契約に伴いまして、契約を締結するに当たりまして、3月補正で提出しますが、債務負担行為の追加を今般お願いするものであります。

一般会計の補正予算についての説明は以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） では、議案第62号 田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）をお願いします。

ページで言いますと56ページからになります。議案第62号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ9万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,588万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、先ほど来一般会計と同様、職員給与改定等の関連経費の追加及び公債費において平成17年度に借り入れしました平準化債の利率の見直しに伴い減額をお願いするものでございますので、よろしくをお願いします。

それでは、詳細に説明します。61ページからお願いします。61ページでございますが、歳入でございますが、4款1項1目の繰入金9万5,000円の減額をお願いするものでございます。この内容は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出でございます。62ページの歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費でございますが、4万6,000円の追加をお願いするものでございます。これは、説明欄にもあるとおり、給与改定によるものでございますので、よろしくお願

ます。

次に、2款1項1目の下水道事業費でございますが、4万2,000円の追加をお願いするものでございます。これも説明欄を見ていただきたいと思います。給与改定によるものでございますので、よろしく申し上げます。

1ページおはぐりください。次に、3款の公債費でございます。先ほどもお話ししました平成17年に借り入れした平準化債の利率の見直しによるものでございます。1.45%から0.3%に利率を見直したことによりまして、1目の元金、14万8,000円の追加をお願いするものでございますし、2目の利子は33万1,000円の減額をお願いするものでございます。なお、この平準化債でございますが、5,500万円を17年に借り入れしたものでございます。

以上でございます。

それから、議案第66号をお願いします。同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、ページが93ページになります。それでは、同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）の議定につきまして説明させていただきます。

収益的支出の予定額は12万8,000円を追加し、2億6,284万4,000円に、資本的支出の予定額は55万9,000円を追加し、1億5,782万9,000円にいたすものでございます。その主な内容は、また後で細かく説明しますが、職員の給与改定に伴う関連経費の追加とともに、湯川地内におきまして住宅建築に伴い、配水設備費に不足が見込まれることから、その追加をあわせてお願いするものでございます。あわせて、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は1億5,614万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金を1億4,679万3,000円に改めるとともに、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の2,226万6,000円を流用できない経費といたすものでございます。

では、細かく説明させていただきます。95ページを見てください。支出でございます。1款1項1目の原浄水及び配給水費でございますが、5万8,000円の追加をお願いするものでございます。これは、給与改定によるものでございます。

次に、2目の総係費でございますが、補正額5万6,000円の追加をお願いするものでございます。これも給与改定によるものでございます。

5目のその他営業費用につきましては、補正額1万4,000円の追加をお願いするものでございますが、先ほど総務課長から話があったとおり、一般会計の支出金を1万4,000円追加するものでございます。

次に、資本的支出でございます。96ページになりますが、1款資本的支出、1項

建設改良費、1目の配水設備費でございますが、補正予算50万円の追加をお願いするものでございます。その内容でございますが、工事請負費でございます。その他工事で50万円お願いするものでございまして、先ほどもお話ししましたが、湯川地内に新築が1軒できまして、口径25ミリの水道管を16.2メートル引く工事費でございますので、よろしく申し上げます。

10目の事務費でございますが、5万9,000円の追加をお願いするものでございますが、これにつきましては給与、手当、法定福利費、いろいろありますが、これらも給与改定に伴うものでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、補正予算のほう説明終わりましたが、質疑のある方どうぞ。

総務産経常任副委員長（高取正人君） 情報系サーバーのリース料ということで944万円というふうになっているのですが、これのサーバーの台数と使っているアプリケーションとかの、そういうふうな構成を教えてくださいませんか。

財政係長（渡辺 聡君） サーバーの入れかえにつきましては、情報系のサーバー4台を入れかえの予定となっております、まず構成としてはウェブDNSサーバーの入れかえ、それとあとメールサーバー、グループウェアが入っているサーバーが1台、あと振り分けサーバーの関係が1台ありますし、迷惑メールサーバーの1台で、計4台となりますし、OSにつきましては、今実はウィンドウズ2003サーバーを使っておりますので、こちらのほうを2012なり、2016のほうにOSのほうを入れかえるというような形になりますので、よろしくお願ひいたします。

総務産経常任副委員長（高取正人君） サーバー単体として200万円程度ということだと思うのですが、多分ウェブ系だとかなり高額のサーバーだと思います。それで、最近グーグルのほうでGメールというのをやっています、そちらのほうのメールサーバーに官公庁、大学関連のメールアドレスを移転すると。どうしてもメールサーバーというのはセキュリティ上問題があるということで、かなりセキュリティのほうに穴があるということなので、そういう専門の業者に頼んだほうが良いという流れになっていますので、この時期からそういうことを検討していただきたいと思ひます。意見として。

2番（笹川修一君） すみません。ちょっと聞き逃した点があって、公債費が利子が落ちたという内容を言われていて、その内容をもうちょっと詳しく聞きたい。特にマイナス金利から、そういう意味で落ちてきたのかなというのをちらっと思ったので

すけれども、その辺ちょっと、利子が落ちるって非常にいいことなので、教えてもらいたいですけれども、お願いします。

地域整備課長（土田 覚君） 下水道事業の関係のことだと思いますので、よろしくお願いします。17年に借り入れた平準化債の企業債ですけれども、それは10年後に必ず見直し、利率の見直しをするという文言が入ってございます。そのときに借り入れた利率が1.45%でしたので、今回10年後に見直したときの利率が0.3%ですので、利率が安くなった関係上、今補正でお願いしたとおり、元金は、元利均等ですので、元金いっぱい払えることになって、利息は減るという形になりますので、そういう仕組みになってございますので、よろしく願いいたします。

5番（今井幸代君） まず、一般会計でマイナンバーのシステム改修ということなのですけれども、具体的にシステム改修することによってどういった形、現状と改修後どのように変わるのかという内容を少し教えていただきたいのと、あと今回の各給与等、費用弁償等の条例改正によって、大体トータルでどの程度変化してくるのかという、総額をちょっと教えていただきたいなと思いますので、よろしく願いします。

総務課長（吉澤深雪君） まず、後段の給与改定に伴う追加分ではありますが、一般会計としては特別職は44万2,000円ほどありますが、それを含めて全体で504万1,000円、給与改定に伴い増額となります。それから、特別会計、ほかの会計、下水道ほかもあります、それらが37万4,000円ほどありますので、全体としては一般会計、特別会計合わせますと540万円程度の改定額になっております。

前段のマイナンバーのシステム改修の関係ではありますが、各種福祉部門、障害から児童手当、いろんな厚労省関係の関係でそれぞれシステム改修をやらざるを得ないものが出てきたものでありますので、それがどこというものはないのですが、あくまで事務的なものなのであります、詳しくは係長のほうから説明します。

財政係長（渡辺 聡君） 今のマイナンバーの関係になりますけれども、実は今回補正をお願いします内容といいますのが、既に先行の市町村で、抽出された10市町村、全国で10市町村あるのですけれども、そちらのほうで各市町村同士で今度マイナンバーを使った情報連携を行う関係のテストを今行っています。そのテストを行っている中で、今の既存の、もう既に予算計上は私どもしておるのですけれども、その内容では連携に対してちょっと不足の部分があるということで、その先行の10市町村の状況を見た中で、厚労省さんのほうから再度追加でこの部分をお願いしたいということで追加項目が改修内容として出てきたものですから、その改修が障害福祉

の関係と児童福祉、あと国保、介護、あと健康管理というこの5部門で追加のシステム改修のほうをお願いしたいという内容で来ておりますので、よろしくお願ひいたします。

5番（今井幸代君） あと、一般会計、土木費になるのですけれども、坂田・湯川2号線の不足分の補正なののですけれども、これ工期等に何か変更ですとか、そういったものがないといたしますか、どの程度今回、費用としては不足が見込まれるけれども、工期等の変更、変化はないのかというような部分だけ説明お願ひしたいと思ひます。

地域整備課長（土田 覚君） 最後のほうちょっと聞き取れなかった。すみません。工期って、工期ですか。

5番（今井幸代君） 工期の完了といたしますか、終了するまでに雪も降ってきて心配されるので、工期等で、消パイのところ。

地域整備課長（土田 覚君） 除雪対策のその他の消パイの関係ですので、実はこれ砂を上げる井戸だったので、これを点検したら相当やはり井戸が崩れて、どうしてもあそこ通学路なものですから、私どもとしてもどうしても何とかしたいというまず概念がございます。一生懸命水を出すべく頑張っはいたのですけれども、どうしてもやっぱりやった分についてはお金も業者さんにお支払いしなければならないということなのですが、この井戸につきましては、これ使ったのですけれども、最適にポンプは使えるようになりましたが、最適に井戸の形成の崩れがひどくて、この1年ちょっと機械除雪でということで、区長会にもお話しして、原ヶ崎の区にもチラシをまいて、機械除雪で対応するということにいたしております。しかしながら、どうしてもやった費用というのは業者さんにお支払いしなければならないということなので、よろしくお願ひいたします。

すみません。今回既決予算で対応しておったのですけれども、どうしても穴があくので、補正させていただきたいということでございますので、よろしくお願ひします。

5番（今井幸代君） ありがとうございます。内容は理解しているのですけれども、消雪パイプが1年間は使えないということで、今回機械除雪のほうで対応されるということで、地元のほうにも丁寧な説明をしていただいていると思うのですけれども、多分地元の方は非常に不安に思うかと思ひますので、いろんなまたお電話等も正直かかってくるのかなと思ひますので、対応等ぜひよろしくお願ひいたします。応援していますとしか言えないという感じでは。

以上です。ありがとうございます。

総務産経常任副委員長（高取正人君） 給与改定で、ちょうど年末になりまして源泉徴収票の発行があるかと思うのですが、マイナンバー、一般の人はサーバーに入っているのですが、いいと思いますが、職員のマイナンバーの管理というのはどうされていますか。一応マイナンバーを書かれたファイルは暗号化して、サーバーないしは管理用のパソコンの中で暗号化して、外に持ち出されてもパスワードがわからなければ中身が見れない、解錠できないというような、そういうような指導があるかと思っておりますので、一応聞きたいと思っております。

財政係長（渡辺 聡君） 一応職員のマイナンバーの管理につきましては、ほかのネットワークにつながっておりますと、情報流出の可能性があるものですから、スタンドアローンの単体で動く、単発にのみ利用するような形にしておりまして、その部分に関しましては、それをその単体自体で管理しておるものですから、一応こういった部分での情報流出というようなことはできないような形にさせていただいておりますし、あと町民課等々、税の関係で、マイナンバーの関係の町民の方の情報も得ている部分はありますけれども、それに関しましては鍵のかかる金庫のほうに施錠して、今管理をしているというような状況になっておりますので、よろしく願いします。

総務産経常任副委員長（高取正人君） スタンドアローンのコンピューターということなのですが、USBとかCDで焼いて持ち出したりすることができますので、例えば専用のユーザー以外の方がログインをしてもものぞけるということで、今何かそういう暗号方式、PGPというものを利用して、暗号をかけたユーザーしかファイルを読むことができない。動作中にほかのパソコンからそこにつないで、ターミナルとかもありますので、そういう形につながれたときにも内容が見れない。USBやCD-ROMに持ち出されて、同じソフトで使おうとしても、パスワードがわからなければ中身は見れないというような、そういう形で暗号化するような話が来ていますので、これも検討していただきたいと思っております。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 検討ね。

総務産経常任副委員長（高取正人君） はい。本当はしないとだめなのではけれども。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかに。では、いいですか。

では、私のほうから2点ほど。土木費の橋梁修繕工事、委託料から工事請負費に142万円振り向けていますが、町内となっているのですが、これ何橋ぐらいを考えているのですか。

地域整備課長（土田 覚君） 町内、5年間で、すみません。今年の分というのは、た

しか30橋くらい、全部で5年間で181橋を点検して、それを次から、これ法で決まっておりますので、そういう順序で、1年間ですると40橋前後だったと思うのですけれども、詳しいデータはちょっと持ってきませんけれども、今年の分の費用につきまして、その分が委託費が確定しましたので、工事費にその請負差額分を組み替えるものでございます。よろしくお願ひします。すみません。49橋です、今年は。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それを直すということ。

地域整備課長（土田 覚君） いや、点検。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 点検。

地域整備課長（土田 覚君） はい。13節の点検費が……

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それはわかるて、だから。工事請負費の142万円というのが、だから何橋分、どこをどう直すという。

地域整備課長（土田 覚君） 工事費総額で800万円でございますので、それに142万円が、当初予算が800万円でございますので、142万円が組み替えられて、それに合わせた橋梁の修繕をする予定でおりますので、よろしくお願ひします。

（だから、何件だの声あり）

地域整備課長（土田 覚君） 3橋か4橋になろうかと思ひますので、よろしくお願ひします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それと、農林水産業費の、これ確認ですが、機構集積協力金、0.5から2、それと2ヘクタール以上、2人ずつということなのですが、全体の面積どのくらいなのか。

産業振興課長（渡辺 仁君） 4人合わせまして8.2ヘクタールで、今年、ちなみにですけれども、今年これが最初……最初で最後と係長が言っておりましたが、今年4件でございましたが、過去、24年から始まりまして、これちょっと途中で名前が変わっているのですけれども、農地面的集積促進事業ということで24年2件、56万1,000円、このときちょっと細かいのがありますし、こんな数字がありますし、平成25年が農地集積協力金ということで7件、370万円、26年から経営転換協力金ということで7件、310万円、27年も同じ名称で8件、400万円ということで、もう件数だけでも28件ほど出ているということでございます。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） この2ヘクタール以上というのは、金額幾らになりますか。

産業振興課長（渡辺 仁君） 70万円。0.5から2ヘクタールが50万円、0.5以下が30万

円のこの3段階ということですので、よろしく申し上げます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） あとありませんか。

では、なければ質疑は終わりたいと思います。

それでは、順次討論、採決を行いたいと思います。

最初に、議案第52号についてご意見のある方。

なければ、議案第52号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

では、議案第53号について討論に入ります。ご意見のある方。

なければ、議案第53号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

では、議案第54号について討論に入ります。ご意見のある方。

なければ、議案第54号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

議案第55号について討論に入ります。ご意見のある方。

なければ、議案第55号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

議案第57号について討論に入ります。ご意見のある方。

なければ、議案第57号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第61号について討論に入ります。ご意見のある方。

なければ、議案第61号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

では、議案第62号について討論に入ります。ご意見のある方。

なければ、議案第62号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

最後に、では議案第66号、ご意見のある方。

なければ、議案第66号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

では、これで当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

執行側の皆さん、大変ご苦労さまでした。委員の皆さん、ありがとうございました。

午前10時36分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成28年12月16日

総務産経常任委員長 熊倉正治